

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確にし、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度塩尻市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

1 歳入 地方消費税交付金 **1,767,431千円** のうち、社会保障財源化分 **969,614千円**

2 歳出 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 **12,312,865千円**

(単位:千円)

区 分		5年度決算	財 源 内 訳		
			特定財源	一般財源	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	障害者福祉	2,329,164	1,378,231	950,933	123,544
	老人福祉	262,695	29,706	232,989	30,270
	児童福祉	6,001,760	2,393,892	3,607,868	468,728
	生活保護	716,793	429,964	286,829	37,264
	小 計	9,310,412	4,231,793	5,078,619	659,806
社会保険	国民健康保険	451,400	237,182	214,218	27,831
	後期高齢者	893,111	115,113	777,998	101,076
	介護保険	850,753	27,544	823,209	106,950
	小 計	2,195,264	379,839	1,815,425	235,857
保健衛生	保健衛生	244,392	77,318	167,074	21,706
	予防対策	380,422	143,379	237,043	30,796
	保健対策	182,375	17,280	165,095	21,449
	小 計	807,189	237,977	569,212	73,951
合 計		12,312,865	4,849,609	7,463,256	969,614